

開成町町営水道事業条例の一部を改正する条例を制定することについて

開成町町営水道事業条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 3 日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

開成町町営水道事業の財政健全化を図るため、水道料金の改定をしたいので、開成町町営水道事業条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して使用している水道の使用に係る料金で、施行日以後初めて確定する料金については、この条例による改定後の第22条の規定にかかわらず、なお従前の例による。